

---

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト  
プロポーザル実施要領

---

平成30年10月

武蔵野市

## 目次

I	総則	
1	趣旨	1
2	件名	1
3	選考の方式	1
4	プロポーザルの概要	1
5	実施要領などの公表	2
6	事業概要	3
7	応募資格要件等	3
8	審査委員会	6
II	参加資格確認	7
1	質問回答	7
2	提出書類・図書等	8
3	参加資格確認	9
4	参加資格確認結果の通知	9
5	関係資料の貸出・返却	10
III	価格・技術提案審査	11
1	価格・技術提案図書等	11
2	価格・技術提案審査	12
3	提案書のプレゼンテーション・ヒアリング	13
IV	優先交渉権者選考結果通知	13
V	その他	13
1	失格事項	13
2	プロポーザルの辞退	13
3	提出書類や図書の取扱い	14
4	優先交渉権者決定から契約まで	14
5	提案上限額	14
6	建設地の視察	15
7	本プロポーザル関係資料	15

平成31（2019）年5月1日に元号改正が予定されているため、本実施要領においては平成31（2019）年5月以後の期日を含む内容については「現在の和暦（西暦）」での表記としている。新元号が施行された場合読み替えを行うこととする。

## I 総則

### 1 趣旨

平成 29 年 4 月に稼働を開始した武蔵野クリーンセンターは、ごみ焼却処理の過程で発生した蒸気を活用して、近隣公共施設（武蔵野クリーンセンター内、武蔵野市本庁舎・武蔵野総合体育館・緑町コミュニティセンター）に電気と熱（蒸気）を供給している。これら施設の消費エネルギーをバイオマス由来のものに転換したことで、市組織の CO<sub>2</sub> 排出量を大幅に削減することができた。

しかし電気については、公共施設電気使用の状況から、昼夜の需給バランス不均衡が生じており、また、熱（蒸気）についても、まだ有効的な活用の余地が残る状況となっている。

そのため、平成 30 年度は環境省「廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業補助金」を活用し、武蔵野クリーンセンターからの地産地消エネルギー面的利用拡大の事業化及び実行化検討調査を行い、また平成 30 年度から 32 年度にかけては、環境省「公共施設等先進的 CO<sub>2</sub> 排出削減対策モデル事業補助金」を活用し、蓄電池類の省エネ化に資する設備導入等を行うこととなった。これら 2 つのモデル事業をあわせて行うことで、武蔵野クリーンセンターが廃棄物処理の過程で生み出した廃棄物活用エネルギーの地産地消率を向上させ、低炭素社会実現し、あわせて清掃工場を核としたスマートシティのエリアモデル確立をすることをめざしている。

モデル事業実施にあたっては、特に蓄電池という設備の特性ゆえ、現状分析に基づいた設計・施工・エネルギーマネジメント等、一連の工程間の関連性が非常に強く、各工程間での綿密な調整が必要となる。あわせて、3 年間という短い事業期間の中で、確実かつ遅滞ない業務の遂行が求められる。

そこで、これらの内容について一連のものとして、公募型プロポーザルを実施し、優れた技術提案を募ることとする。

### 2 件名

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト

### 3 選考の方式

公募型プロポーザル方式

※本公募は各年度の予算の成立を前提とした「停止条件付」。

### 4 プロポーザルの概要

#### (1) 主催者及び事務局

##### ① 主催者

武蔵野市

## ② 事務局

武蔵野市環境部環境政策課（担当：永嶋、松原、豊田）

武蔵野市環境部クリーンセンター（担当：神谷）

住所：〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話：0422-60-1841

Eメール：SEC-KANKYOU@city.musashino.lg.jp

## (2) 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト仕様書（仕様書1～5）について

本プロポーザルでは、以下の各仕様書に準拠した提案を求める。

仕様書1 武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務委託仕様書（実行化計画策定含む）

仕様書2 総合エネルギーマネジメント等業務委託仕様書

仕様書3 蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務委託仕様書

仕様書4 蓄電池システム整備工事仕様書

仕様書5 ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事仕様書

## (3) 実施スケジュール

内容		期間
参加資格確認	実施要領などの公表	10月12日（金）
	応募書類提出期間	10月12日（金） ～11月22日（木）午後5時
	参加資格確認の結果通知	11月30日（金） 予定
資料等の貸出・ 質問回答	資料等の貸出	10月12日（金） ～11月22日（木）
	質問受付	10月12日（金） ～11月22日（木）
	質問に対する回答（最終）	11月30日（金） 予定
提案書の提出締切		12月12日（水） 正午
提案書のプレゼンテーション・ヒアリング		12月20日（木） 予定
優先交渉権者選考結果通知		12月26日（水） 予定

## (4) 選考結果の公表

選考結果は応募者へ郵送する書面にて通知する。

## 5 実施要領などの公表

### (1) 実施要領などの公表

① 実施要領などは平成30年10月12日（金）よりホームページにて公表するた

め、各自ダウンロードすること。なお、ホームページでの閲覧、ダウンロードは24時間利用できる。

- ② 市はインターネットに起因するトラブルに関して一切の責任を負わない。

公表時期：平成30年10月12日（金）～

武蔵野市ホームページ：トップページ>くらしのガイド>省エネ・エコ

[http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi\\_guide/shouene\\_eco/index.html](http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shouene_eco/index.html)

## 6 事業概要

- ① 武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務（実行化計画策定含む）

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業に基づく、武蔵野クリーンセンターの地産地消エネルギー面的利用における事業化可能性調査、将来構想検討（実行化計画策定）、蓄電池システム化における設備導入概略設計を行う。（平成30年度）

- ② 総合エネルギーマネジメント等業務

対象施設内のエネルギー需給方法・手法立案及び最適なエネルギー管理を確立させ、エネルギーの総合的なマネジメント、環境省公共施設等先進的CO<sub>2</sub>排出削減対策モデル事業に関わる各種申請補助等を行う。（平成31年度・32年度）

- ③ 蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務

30年度の蓄電池システム化における設備導入概略設計に基づき、蓄電池システムの整備のための詳細設計を行う。（平成31年度）

- ④ 蓄電池システム整備工事

上記③の詳細設計に基づき、蓄電池の整備工事を行う。また、詳細設計業務への蓄電池技術情報を提供する。（平成31年度・32年度）

- ⑤ ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事

武蔵野総合体育館において、既存館内設備管理システムから、管内全体の省エネ化を目的としたビルエネルギーマネジメントシステムへの更新を行う。（平成31年度）

※①～⑤の想定全体スケジュールは、武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト全体計画工程表（想定）を参照のこと。

## 7 応募資格要件等

- (1) 応募者

- ① 応募者は、一者（共同企業体含む）または複数の企業で構成されるグループ（以

下「グループ」という。)で参加することができる。

- ② 一者で参加する応募者は、5つの業務の全てを担うものとする。
- ③ グループで参加する応募者は、参加表明時に全ての構成企業を明らかにするとともに、構成企業は5つの業務のいずれかを担当する企業とし、各構成企業が担当する業務を明らかにすること。なお、構成企業は複数の業務を担当することができる。
- ④ グループで参加する応募者は、構成企業の中から幹事となる一者の企業（以下「幹事企業」という。）を明らかにすること。  
幹事企業は、市との窓口になり応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続きを行うものとする。ただし、各構成企業においても、連帯して業務遂行の責を負うものとする。  
なお、一者で参加する応募者は、その一者が幹事企業としての役割を担うものとする。
- ⑤ グループで参加する応募者の各構成企業は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することや、優先交渉権者が選考されるまでは構成企業の変更も認めない。

## (2) 応募者の資格

応募者の資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに満足するものとする。

ただし、グループで参加する応募者はすべての構成企業が基本要件を満足するとともに、5つの業務を担当する各企業が実績要件及び業務履行にあたっての要件を満足するものとする。

### 【基本要件】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 平成30年12月1日時点において、すべての構成員が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を得ていること。
- ③ 武蔵野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、武蔵野市に再度の参加資格審査の申請を行い、認

定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。
- ⑧ 「武蔵野市暴力団排除条例」に抵触していないこと。
- ⑨ 不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

#### 【個別実績要件】

実績要件については、過去 10 年以内（平成 20 年度～平成 30 年度）において複数の実績を有する企業とする。実績に関しては、発注者が公共・民間を問わないが、発注者からの元請であることを必須とする。ただし、国・都道府県・地方公共団体等の実績を優先するものとする。

- ⑩ 「武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務」を担当する企業は、事業化可能性調査や、将来構想検討（実行化計画策定）または蓄電池システム化における設備導入概略設計と同種の実績を有すること。
- ⑪ 「蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務」を担当する企業は、蓄電池システムの詳細設計業務と同種の実績を有すること。
- ⑫ 「蓄電池システム整備工事」を担当する企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける「電気工事」の業種で A に格付され、最新の経営事項審査の結果による「電気工事」又は「電気通信工事」の総合評定値 P が 1,400 点以上で、蓄電池システムを整備した同種の実績を有すること。
- ⑬ 「総合エネルギーマネジメント等業務」を担当する企業は、当該業務と同種の実績を有すること。
- ⑭ 「ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事」を担当する企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける「電気工事」の業種で A に格付され、最新の経営事項審査の結果による「電気工事」又は「電気通信工事」の総合評定値 P が 1,400 点以上で、ビルエネルギーマネジメントシステムを導入・整備した同種の実績を有すること。

#### 【業務履行にあたっての要件】

- ⑮ 各業務の契約締結時において、以下の要件を満足する管理技術者、建設業法第 26 条の主任技術者又は、監理技術者を配置できること。

（管理技術者：実績要件の⑩、⑪、⑬が該当）

- ・過去 10 年以内において、該当業務の経験を有していること。
- ・建築設計士、設備設計建築士、技術士（機械部門、電気電子部門、建設部門、衛生工学部門、環境部門のいずれか）、一級電気工事施工管理技士のう

ち、いずれかを有していること。

(主任技術者又は監理技術者：実績要件の⑫、⑭が該当)

- 一級建築士、設備設計建築士、技術士（建設部門または電気電子部門）、一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有していること。
- 監理技術者の場合、建築工事業、電気工事業または電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。

## 8 審査委員会

プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するにあたり、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト事業実施候補者選考に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

## II 参加資格確認

### 1 質問回答

質問の受付や質問回答書の公表は、前記のホームページにて行う。

質問書の作成については、質問書（別紙「様式6」）に従い電子メールにて行うこと。

#### (1) 質問の受付

質問書の送付の際は「応募者名」が必要となる。グループで応募した場合には幹事企業がとりまとめて代表して質問を行うこと。

#### (2) 質問受付期間

平成30年10月12日（金）～平成30年11月22日（木）

受付期間内は24時間受け付けるが、最終日は午後5時到着分までとする。

#### (3) 質問回答

質問については、HPに適宜回答を公表するが、最終の回答については、平成30年11月30日（金）までに、ホームページにて公表する予定。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として扱う。

## 2 提出書類・図書等

### (1) 提出書類・図書等

様式	書類名
様式1	参加表明書
様式2	構成企業調書（グループで応募する場合のみ）
様式3	委任状（グループで応募する場合のみ）
様式4	委任状（一者または幹事企業のみ）
様式5	誓約書（一者またはすべての構成員）
<p>一者の場合は、次の①～⑩の必要資料を提出すること。グループの場合は、①～③の書類はすべての構成員が提出するものとし、④～⑩の書類は各業務を担当する企業のみが必要資料を提出すること。ただし、同種の実績は過去10年以内における実績とする。</p>	
任意様式	①暴力団排除条例の遵守に関する誓約書 ※「参考」に記載のある内容を含むこと
	②不正防止に関する誓約書 ※「参考」に記載のある内容を含むこと
	③会社案内、法人概要等（事業内容、企業理念等が記載されている最新のもの）
	④「武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務」を行う法人の、武蔵野クリーンセンターの地産地消エネルギー面的利用における事業化可能性調査や、将来構想検討（実行化計画策定）または蓄電池システム化における設備導入概略設計等、面的利用拡大調査検討等業務と同種の実績※
	⑤「蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務」を担当する法人の蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務と同種の実績※
	⑥「蓄電池システム整備工事」を担当する法人の、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける「電気工事」の業種でAに格付され、また最新の経営事項審査の結果による「電気工事」又は「電気通信工事」の総合評定値Pが1,400点以上であることを示す書類
	⑦「蓄電池システム整備工事」を担当する法人の、同種の実績※
	⑧「総合エネルギーマネジメント等業務」を担当する法人の、総合エネルギーマネジメント等業務と同種の実績※
	⑨「ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事」を担当する法人の、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける「電気工事」の業種でAに格付され、最新の経営事項審査の結果による「電気工事」又は「電気通信工事」の総合評定値Pが1,400点以上であることを示す書類
	⑩「ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事」を担当する法人の、同種の実績※
様式6	質問書
様式7	参加辞退書

※件名、概要、発注者、契約金額、履行期間、発注形態（単独受注・共同企業体受注（共同企業体受注の場合出資比率））等記載。また、契約書の写し、概要等の資料、体制図等を添付すること。

## (2) 作成要領

### ① 提出部数

各1部

### ② 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

### ③ 注意事項

- ・様式10については、事業者名は伏せて作成すること
- ・提出図書は、片面のみの使用とする。
- ・上下左右の余白は30mmを目安とする。
- ・文字の大きさは10.5pt以上とし、字体は明朝体を基本とするが、強調等の場合は、この限りではない。

## (3) 提出方法等（様式1～様式5 及び 各任意様式）

### ① 提出受付期間

平成30年10月12日（金）から同年11月22日（木）午後5時（必着）

\* 提案書の提出は、平成30年12月12日（水）正午（必着）

### ② 提出方法

- ・応募者は提出図書を持込又は郵便、宅配便を利用し送付すること。
- ・持込の場合は受付期間中の午前9時から午後5時まで武蔵野市環境部環境政策課窓口で持込み受付を行う。
- ・封書の表には必ず「エネルギー地産地消プロジェクトプロポーザル提出図書（参加資格確認）」と朱書きにより明記すること。

## (4) 費用負担

提出図書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

## 3 参加資格確認

提出書類に基づき参加資格確認を行う。【様式1～5 及び 各任意様式】

## 4 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果の通知は、平成30年11月30日（金）に書面にて応募者

(グループで応募した場合には幹事企業)に郵送予定。

## 5 関係資料の貸出・返却

- ① 関係資料の貸出は、CD-Rにて貸し出す。貸し出しを希望する場合は、事前に武蔵野市環境部環境政策課に連絡すること。
- ② 貸出日時は、平成30年10月12日(金)から同年11月22日(木)の午前9時から午後5時までとする。
- ③ 貸出場所は、武蔵野市環境部環境政策課とする。
- ④ 返却日は、本プロポーザル終了後参加者に通知する。
- ⑤ 返却場所は、武蔵野市環境部環境政策課とする。

### Ⅲ 価格・技術提案審査

価格・技術提案は、参加資格適合者のみが行うことができる。

#### 1 価格・技術提案図書等

##### (1) 提案図書等

様式	書類名		
様式8	価格提案書		
様式9	提案書類提出届		
様式10	実績・体制・技術提案書 (※事業者名は伏せて作成すること)		
	I 実績・体制に関する事項		
	I-1	業務実績	
	I-2	体制の明確化	
	I-3	地域貢献	
	II 技術に関する事項		
	II-1	武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務	
	II-2	蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務・蓄電池システム整備工事に	蓄電池選定
	II-3	関する事項	工事計画
	II-4	ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事に関する事項	
II-5	総合エネルギーマネジメント等業務に関する事項		
II-6	その他		

##### (2) 作成要領

###### ① 提出部数

様式8・9 正本1部、様式10 正本1部・副本10部

###### ② 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

### ③ 注意事項

- 具体的な提案を簡潔に記述すること。
- 提案書は、片面のみの使用とすること。
- 上下左右の余白は 30mmを目安とすること。
- 文字の大きさは 10.5 p t 以上とし、字体は明朝体を基本とするが、強調等の場合は、この限りではない。
- 提案書は、その各項目における必要記載事項または提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。  
なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する可能性があるため注意すること。

### (3) 提案書の提出方法

#### ① 提出締切

平成 30 年 12 月 12 日（水）正午（必着） 【様式 8～10】

#### ② 提出方法

- 参加資格適合者は提案書を持込又は郵便、宅配便を利用し送付すること。
- 持込の場合は受付期間中の土日祝日を除く午前9時から午後5時まで武蔵野市環境部環境政策課受付窓口で持込み受付を行う。
- 封書の表には必ず「エネルギー地産地消プロジェクトプロポーザル提出図書」と朱書きにより明記すること。

### (4) 費用負担

提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

## 2 価格・技術提案審査

価格・技術提案審査は、書類審査のほか、提案書のプレゼンテーション・ヒアリングによって評価する。【様式 8～10】

### 3 提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

- ① 参加資格適合者による提案書の説明（スクリーンは武蔵野市が用意する。）と審査委員会によるヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーション・ヒアリング参加者は5名以内とする。ただし、グループで参加する場合には、幹事企業が必ず出席すること。
- ③ 実施日は、平成30年12月20日（木）を予定。
- ④ 実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。

### IV 優先交渉権者選考結果通知

優先交渉権者選考結果の通知は、平成30年12月26日（水）、書面にて参加者それぞれに通知予定。

本プロポーザルの参加者は、平成31年1月18日（金）まで優先交渉権者選考に関して事務局に説明を求めることができる。

### V その他

#### 1 失格事項

参加資格を得た者が次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

- ① 提出書類・図書等に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格がなく提出書類・図書等を提出した場合
- ③ 提出書類・図書等の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合
- ④ 応募要件が満たされなくなった場合
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリング時に新たな説明資料を追加した場合
- ⑥ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

#### 2 プロポーザルの辞退

応募者は、価格・技術提案図書提出期限までは、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。参加を辞退する場合、参加辞退届（別紙「様式7」）を事務局へ直接持込すること。

### 3 提出書類や図書の取扱い

- ① 提出書類・図書等については、一切返却しない。
- ② 提出後の提出書類・図書等の追加、修正は認めない。
- ③ 応募書類並びに添付資料等に関する事項について、他の参加者に知られることのないように、取り扱うものとする。
- ④ 著作権は提案者に所属する。
- ⑤ 参加者の名称は公開することがある。
- ⑥ 提出された書類について、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。このとき本市は企画提案書等は無償で使用できるものとする。

### 4 優先交渉権者決定から契約まで

- ① 総合評価点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。
- ② 優先交渉権者は、選考結果が通知されてから速やかに市と武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに関する覚書（参考資料参照）を締結する。優先交渉権者が一者の場合は一者と市で締結するが、グループの場合は幹事企業が窓口となって手続きを進め、市とグループのすべての構成員とで締結する。
- ③ 優先交渉権者と市は、提案内容・提案額について協議し、契約条件が整った上で契約を締結する。契約については、業務ごとに契約を締結する。ただし、1 億 5 千万円以上の工事請負契約は、武蔵野市議会において工事請負契約の本契約についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約を締結する。
- ④ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点候補者以降の候補者と協議を行うものとする。
- ⑤ 本契約は予算が成立した場合に限り事業者と本市が事業契約を行うこととし、予算が成立しなかった場合は事業化されない「停止条件付公募」とする。

### 5 提案上限額

本事業の提案上限額は次のとおりとし、提案額は、提案上限額を超えないものとする。なお、提案額は消費税及び地方消費税については、公示日現在の税率である 8% とする。

年度	内容	金額(税抜)(円)	金額(税込)(円)
30	武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務(実行化計画策定含む)	13,800,000	14,904,000
31	蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務	21,800,000	23,544,000
	ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事	55,000,000	59,400,000
31 32	蓄電池システム整備工事	498,400,000	538,272,000
31	総合エネルギーマネジメント等業務	11,200,000	12,096,000
32	総合エネルギーマネジメント等業務	11,200,000	12,096,000
計		611,400,000	660,312,000

## 6 建設地の視察

主催者による建設計画地での説明会は行わない。

各者現地視察については、現地視察前に、武蔵野市環境部環境政策課へ連絡し承諾を得た上で行うこと。各施設の状況等もあるため、実施できない場合もある。視察については、利用者や施設管理者に迷惑等ならないよう十分配慮し、視察を行うこと。

## 7 本プロポーザル関係資料

- ① 交付するCD-Rにあるが、ホームページからもダウンロードできる資料
  - ・エネルギー地産地消プロジェクトプロポーザル実施要領
  - ・エネルギー地産地消プロジェクトプロポーザル評価要領
  - ・様式
  - ・エネルギー地産地消プロジェクト仕様書
- ② 交付するCD-Rにある資料
  - ・エネルギー地産地消プロジェクト 別添資料